

令和3年度 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、令和3年度における県内の障害者福祉施設従事者等※による障害者虐待の状況を、公表します。

※障害者福祉施設従事者等：障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等に従事する者

1 相談・通報・届出・虐待件数

| | |
|------------|---------|
| 相談・通報・届出件数 | 68（53）件 |
| 虐待が認められた件数 | 12（8）件 |

※括弧内は前年度の件数（以下共通）

2 虐待が認められた事案における虐待の種別

| | |
|-------|-------|
| 身体的虐待 | 8（6）件 |
| 性的虐待 | 3（1）件 |
| 心理的虐待 | 2（2）件 |
| 放棄・放置 | 0（0）件 |
| 経済的虐待 | 0（0）件 |

※一つの事例で複数の虐待が存在する場合があります、合計は「虐待が認められた件数」と一致しない。

障害者虐待防止法では、「障害者虐待」を以下の5つの種別に類型化されています。

- ①身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
- ②性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
- ③心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ④放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による上記3つの虐待行為と同様の行為の放置等
- ⑤経済的虐待：障害者の財産を不当に処分すること、障害者から不当に財産上の利益を得ること

3 虐待が認められた障害者福祉施設等の種別

| | | | |
|----------|-------|------------|-------|
| 障害者支援施設 | 2（5）件 | 共同生活援助 | 3（1）件 |
| 就労継続支援A型 | 0（1）件 | 療養介護 | 1（0）件 |
| 就労継続支援B型 | 4（1）件 | 放課後等デイサービス | 1（0）件 |
| 児童発達支援 | 1（0）件 | | |

4 虐待を行った障害者福祉施設等従事者の職種

| | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 管理者 | 1（1）件 | 看護職員 | 1（0）件 |
| 世話人 | 2（0）件 | 職業指導員 | 2（0）件 |
| 生活支援員 | 3（6）件 | その他従事者 | 2（1）件 |
| 不特定多数 | 1（0）件 | | |

※一つの事例で複数の職種が関わる場合があります、合計は「虐待が認められた件数」と一致しない。

5 虐待が認められた事案の詳細

| No. | | 1 | 2 | 3 |
|------------------------|--------|-----------|-----------|----------|
| 被虐待者 | 性別 | 男性 | 女性 | 男性 |
| | 年齢階級 | 20代 | 10代 | 30代 |
| | 障害の種類 | 身体障害、知的障害 | 身体障害、知的障害 | 身体障害 |
| 虐待者 | 施設の種別 | 就労継続支援B型 | 共同生活援助 | 就労継続支援B型 |
| | 虐待者の職種 | 生活支援員 | 世話人 | 職業指導員 |
| 虐待の種別 | | 性的虐待 | 心理的虐待 | 身体的虐待 |
| 虐待に対して採った措置 (県・中核市) | | 行政指導 | 行政指導 | 行政指導 |

| No. | | 4 | 5 | 6 |
|------------------------|--------|-------------|-------------|------------|
| 被虐待者 | 性別 | 女性 | 男性 | 男性 |
| | 年齢階級 | 20代、40代(2名) | 20代、50代(2名) | 小学生 |
| | 障害の種類 | 身体障害、知的障害 | 知的障害、精神障害 | 知的障害 |
| 虐待者 | 施設の種別 | 障害者支援施設 | 共同生活援助 | 放課後等デイサービス |
| | 虐待者の職種 | 生活支援員 | 世話人 | 児童指導員 |
| 虐待の種別 | | 身体的虐待 | 性的虐待 | 身体的虐待 |
| 虐待に対して採った措置 (県・中核市) | | 行政指導 | 行政指導 | 行政指導 |

| No. | | 7 | 8 | 9 |
|------------------------|--------|-----------|-------------|-----------|
| 被虐待者 | 性別 | 男性 | 男性 | 男性、女性 |
| | 年齢階級 | 30代 | 30代 | 就学前(6名) |
| | 障害の種類 | 知的障害 | 知的障害 | 精神障害、発達障害 |
| 虐待者 | 施設の種別 | 就労継続支援B型 | 就労継続支援B型 | 児童発達支援 |
| | 虐待者の職種 | 目標工賃達成指導員 | 職業指導員 | 不特定多数 |
| 虐待の種別 | | 身体的虐待 | 身体的虐待、心理的虐待 | 身体的虐待 |
| 虐待に対して採った措置 (県・中核市) | | 行政指導 | 行政指導 | 行政指導 |

| No. | | 10 | 11 | 12 |
|------------------------|--------|--------|-----------|-----------|
| 被虐待者 | 性別 | 女性 | 女性 | 女性 |
| | 年齢階級 | 40代 | 30代 | 80代 |
| | 障害の種類 | 精神障害 | 身体障害、知的障害 | 身体障害、知的障害 |
| 虐待者 | 施設の種別 | 共同生活援助 | 療養介護 | 障害者支援施設 |
| | 虐待者の職種 | 管理者 | 看護職員 | 生活支援員 |
| 虐待の種別 | | 身体的虐待 | 身体的虐待 | 性的虐待 |
| 虐待に対して採った措置 (県・中核市) | | 行政指導 | 行政指導 | 行政指導 |

※「虐待に対して採った措置」について、中核市以外の市町村に関しては県が実施している。

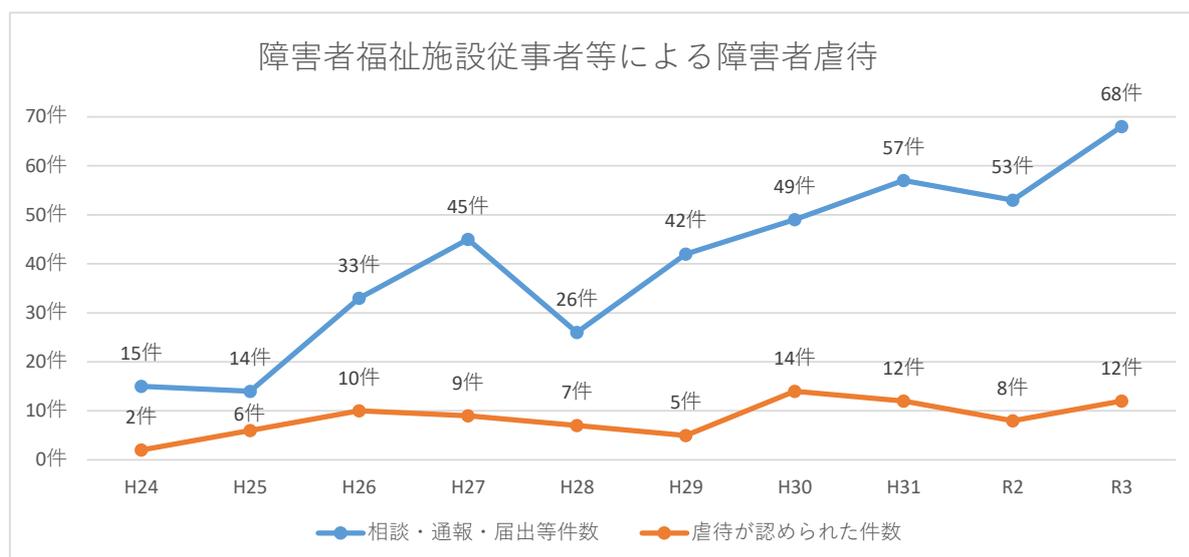
6 県の対応

県では、障害者虐待を根絶するため、障害者虐待の予防、早期発見、防止に取り組む市町村に対し、担当職員向けの研修の開催や弁護士などの専門職の派遣など、その取組を支援しています。

また、法人・障害福祉サービス事業所等に対して、職員を対象とした研修の実施や、障害者虐待に関する相談窓口等を案内するリーフレットの配布などにより障害者虐待の未然防止に努めています。

今後も引き続き、市町村・関係機関等との連携を強化し、障害者虐待の根絶に向け取り組んでいきます。

1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の経年グラフ



2 相談・通報・届出・虐待件数

| | 養護者による虐待 | 障害者福祉施設従事者等による虐待 | 使用者による虐待 | 合計 |
|------------|----------|------------------|----------|-----------|
| 相談・通報・届出件数 | 58(47)件 | 68(53)件 | 20(17)件 | 146(117)件 |
| 虐待が認められた件数 | 10(14)件 | 12(8)件 | 10(7)件 | 32(29)件 |

※障害者虐待防止法では、「障害者虐待」を①養護者による虐待（市町村担当）②障害者福祉施設等従事者による虐待（県担当）③使用者による虐待（労働局担当）と定義している。

※養護者：障害者の身の世話をしている家族、親族、同居人等

※使用者：障害者を雇用する事業主等

※「相談・通報・届出件数」は市町村及び県における受付件数であり、同一事例について重複している場合がある。

※「虐待が認められた件数」は令和2年度中に相談等を受け、令和3年度に虐待が認められた事案を含む。

3 虐待が認められた事案における虐待の種別

| | 養護者による虐待 | 障害者福祉施設従事者等による虐待 | 使用者による虐待 | 合計 |
|-------|----------|------------------|----------|---------|
| 身体的虐待 | 8(11)件 | 8(6)件 | 2(0)件 | 18(17)件 |
| 性的虐待 | 0(1)件 | 3(1)件 | 1(0)件 | 4(2)件 |
| 心理的虐待 | 1(7)件 | 2(2)件 | 2(4)件 | 5(13)件 |
| 放棄・放置 | 1(1)件 | 0(0)件 | 0(0)件 | 1(1)件 |
| 経済的虐待 | 1(6)件 | 0(0)件 | 9(8)件 | 10(14)件 |

※一つの事案で複数の類型が存在している場合があるため、合計は「虐待が認められた件数」と一致しない。

